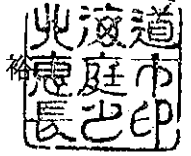


恵庭市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第11号

恵庭市営住宅条例の一部を改正する条例

恵庭市営住宅条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第6条（略） (入居者資格の特例) 第7条 市営住宅の用途の廃止 により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 2（略） 第8条～第21条（略） (修繕費用の負担) 第22条（略） 2（略） (入居者の費用負担義務)	第1条～第6条（略） (入居者資格の特例) 第7条 市営住宅の用途の廃止又は個人若しくは民間事業者が保有する賃貸住宅の全部若しくは一部を市営住宅として借り上げた住宅（以下「既存借上型市営住宅」という。）の借上げに係る契約の終了により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 2（略） 第8条～第21条（略） (修繕費用の負担) 第22条（略） 2（略） 3 <u>既存借上型市営住宅の修繕費用に関しては、市長が別に定める。</u> (入居者の費用負担義務)

現行	改正案
<p>第 23 条 (略)</p> <p>第 24 条～第 38 条 (略)</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第 39 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 40 条～第 76 条 (略)</p>	<p>第 23 条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、既存借上型市営住宅における入居者の費用負担義務に関しては、市長が別に定める。</u></p> <p>第 24 条～第 38 条 (略)</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第 39 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 既存借上型市営住宅の借上げの期間が満了するとき。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 40 条～第 76 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。